平成30年秋季 福島市議会

議会報告会·意見交換会



次 第

- 1 あいさつ
- 2 第1部 議会報告会

議会の活動状況報告

- ・各常任委員会「決算特別委員会各分科会」及び 特別委員会の活動状況
- 3 第2部 意見交換会

出席議員及び参加者による意見交換

ご来場の皆様へのお願い

- 1 会場の写真を広報用に撮影いたします。市議会だよりや市議会ホームページの広報に、ご参加 の皆様が写った写真を使用する場合があります。どうぞご了承ください。
- 2 第1部 議会報告会に関するご質問につきましては、第2部の意見交換会の時間にて承ります。
- 3 なるべく多くの皆様にご発言いただくため、発言の際は1回に1項目ずつ、1分程度にまとめてお話いただきますようお願いします。なお、1度発言を終えた方も、他にご発言される方がいらっしゃらない場合は、再度ご発言いただけます。

福島市議会

目 次

平成30年6月市議会定例会議 提出議案 ・・・・・・・・ P1~6

平成30年9月市議会定例会議 提出議案 ・・・・・・・ P6~10

平成 30 年6月から平成 30 年 10 月までの議会日程

平成30年6月定例会議の日程

6月 1日(金) 本 会 議

7日(木) 一般質問

8日(金) 一般質問

11日(月) 一般質問

12日(火) 一般質問

13日(水) 常任委員会

14日(木) 常任委員会

18日(月) 本会議

平成30年9月定例会議の日程

9月 3日(月) 本 会 議・常任委員会

7日(金) 一般質問

10日(月) 一般質問

11日(火) 一般質問

12日(水) 一般質問

決算特別委員会(全体会)

13日(木) 本 会 議・常任委員会

14日(金) 常任委員会

18日(火) 本 会 議・常任委員会

決算特別委員会(全体会)

19日(水) 決算特別委員会(分科会)

20日(木) 決算特別委員会(分科会)

2 1 日(金) 決算特別委員会(鉛字) (組字)

26日(水) 本会議

【別冊資料】

- 福島市議会の概要
- ふくしま市議会だより

【平成 30 年 8 月 1 日発行 195 号·平成 30 年 11 月 1 日発行 196 号抜粋】



平成30年秋季 福島市議会

議会報告会・意見交換会 班体制

11/10 (土)

午後6時30分

午後8時

会場:清水学習センター 本館研修室(福島市御山字松川原5-1)

4班:出席予定議員(都合により変更する場合があります)



阿部

総















大平洋人 建設水道

経済民生

建設水道 オリパラ

文教福祉

総

文教福祉

渡辺敏彦 経済民生 オリパラ

(目)

午後1時30分

午後3時

会場:蓬萊学習センター 本館研修室 (福島市蓬萊町四丁目1番

2班:出席予定議員(都合により変更する場合があります)



















丹治 誠 文教福祉

誉田憲老

経済民生

沢井和宏 文教福祉

川又唐彦 建設水道

根本雅昭 文教福祉

萩原太郎

村山国子 建設水道

十田 聡 総

佐久間行夫 経済民生

11/12 (月)

午後6時30分

午後8時

会場: 信陵支所 2階大会議室(福島市笹谷字才ノ神1番地)

3班:出席予定議員(都合により変更する場合があります)





















石原洋三郎 二階堂武文 小熊省三 経済民生

文教福祉

文教福祉

羽田房男 総 務

黒沢 仁 経済民生

須目昌弘 建設水道

央戸 亜野啓二 建設水道

総 滁

11/13 (火)

午後6時30分

午後8時

会場:信夫学習センター 1階ホール(福島市大森字馬場1番地)

1班:出席予定議員(都合により変更する場合があります)























小松良行

建設水道

佐々木優 経済民生

経済民生

畜藤正臣

白川敏明 建設水道

小野京子 オリパラ

高太克尚 文教福祉

尾形 武 文教福祉

山岸清 経済民生

◎委員会の名称

【常任委員会】

総務:総務常任委員会 、 経済:経済民生常任委員会 、 建設:建設水道常任委員会 、 文教:文教福祉常任委員会

【特別委員会】

オリパラ:東京2020オリンピック・パラリンピック調査特別委員会

(平成30年6月1日提出)

議案第65号

平成30年度福島市一般会計補正予算

議案第66号 2 議案第67号

3

平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)雇用保険法における失業給付に係る規定の追加
 - ① 災害により雇用先が被害を受けたため、離職した者の給付日数を原則60日
 - ② 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長
- (2)移転費の支給対象の追加

公共職業安定所の紹介した職業に就くため、住所を変更する者に支給する 移転費について、職業紹介事業者等の紹介により就職する者も支給対象に 追加

(公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用)

4 議案第68号

福島市税条例等の一部を改正する条例制定の件

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し【個人市民税】
 - 給与所得控除
 - ・控除額を一律10万円引き下げ、控除上限額を見直し
 - ② 公的年金等控除
 - ・控除額を一律10万円引き下げ、新たに控除上限額を規定
 - ・年金以外の所得金額に応じた控除額の引き下げ
 - ③ 基礎控除
 - ・控除額を一律10万円引き上げ、所得金額に応じた控除額の逓減・消失を

(平成33年1月1日から施行)

- (2) 所得控除及び非課税措置に係る所得要件の引き上げ【個人市民税】
 - ① 基礎控除額の引き上げに伴い、所得控除に係る合計所得金額要件を10 万円引き上げ
 - ② 障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置に係る合計所 得金額要件並びに均等割・所得割の非課税限度額を10万円引き上げ (平成33年1月1日から施行)
- (3)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の見直し・延長【固定資産税】 ・課税標準の特例措置の見直し及び負担軽減措置の延長

公害防止用設備及び電気事業者による特定再生可能エネルギー発電設 備に係る固定資産税の課税標準の特例率を見直し、特例措置の適用期限を 平成31年度まで2年間延長

(公布の日から施行)

- (4)税額の減額措置の導入【固定資産税・都市計画税】
 - ・バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設に よる申告すべき事項を規定
 - ・当該家屋に係る税額の1/3に相当する額の減額規定の適用を受けようと する者の申告すべき事項について規定

(公布の日から施行)

- (5)土地価格の下落修正制度の継続【固定資産税・都市計画税】
 - ・地価の下落による土地価格の修正措置の継続 平成28年度分又は平成29年度分 → 平成31年度分又は平成32年度分 (公布の日から施行)

(平成30年6月1日提出)

(6)紙巻たばこの税率引き上げ【市たばこ税】

・国と地方のたばこ税の配分比率1:1を維持した上で、税率を平成30年10月1日から3段階に分けて引き上げ

旧3級品以外(千本あたり) 5,262円 → 5,692円(平成30年10月1日)

5,692円 → 6,122円(平成32年10月1日)

6,122円 → 6,552円(平成33年10月1日)

(平成30年10月1日から施行)

(7) 旧3級品特例税率廃止の実施時期の延長【市たばこ税】

・実施時期を平成31年4月1日から平成31年10月1日に6カ月延長 旧3級品(千本あたり) 4,000円 → 5,692円(平成31年10月1日)

(公布の日から施行)

(8)加熱式たばこの課税方式の見直し【市たばこ税】

・加熱式たばこの課税方式を現行の紙巻たばこへの重量の要素のみの本数 換算から重量と価格の要素による換算方式へ5年間で段階的に移行

(平成30年10月1日から施行)

5 議案第69号

福島市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を 廃止する条例制定の件

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の廃止に伴い、条例を廃止する。

【条例の主な内容】

・固定資産税の課税免除の対象区域を定める省令の廃止に伴い、条例を廃止 (公布の日から施行)

6 議案第 70 号

福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件

市立幼稚園の再編成により適正規模の園児数で幼児教育の向上を図るため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)福島市立ふくしま南幼稚園ほか11園を廃止
- (2)福島市立おおとり幼稚園を福島市立いいざか幼稚園に、福島市立金谷川 幼稚園を福島市立まつかわ幼稚園に改称

(平成31年4月1日から施行)

7 議案第 71 号

福島市子どもの夢を育む施設条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について 条例に規定

(公布の日から施行)

8 議案第 72 号

福島市地区体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・指定管理者による管理、利用料金について条例に規定

(公布の日から施行)

9 議案第 73 号

福島市十六沼公園屋根付運動場条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について条例に規定

(公布の日から施行)

(平成30年6月1日提出)

10 議案第 74 号

福島市アクティブシニアセンター条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について 条例に規定

(公布の日から施行)

11 | 議案第 75 号

福島市旧佐久間邸条例の一部を改正する条例制定の件

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

・指定管理者による管理、指定管理者が行う業務の範囲、利用料金について 条例に規定

(公布の日から施行)

12 議案第 76 号

福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定の件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 放課後児童支援員の資格要件に5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市長が適当と認めた者を追加
- (2) 放課後児童支援員の資格要件に教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確化
- (3)専門職大学等の制度化による規定の追加

(公布の日から施行。ただし、(3)については平成31年4月1日から施行)

13 | 議案第 77 号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

保険税の税率等の改正及び地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)税率の改正
 - ①所得割額(年額) 7.8% → 7.6%
 - ②均等割額(年額) 17,800円 → 17,900円
 - ③平等割額(年額) 19,700円 → 18,900円
- (2)課税限度額の引き上げ 89万円 → 93万円
- (3)国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更
 - •低額の所得層の課税を軽減
- (4)特例対象被保険者等に係る申告の書類提示要件の改正

(公布の日から施行)

14 議案第 78 号

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部 を改正する条例制定の件

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)対象期間の延長 平成22年度から平成29年度まで → 平成30年度まで
- (2)減免対象及び内容
 - ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者 平成30年4月分~平成31年3月分までの1年分減免

(公布の日から施行)

(平成30年6月1日提出)

福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 議案第79号 保険料の減額賦課に係る保険料率を定める等のため、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)第1段階の保険料率の改正 ·負担割合 0.500 → 0.450 保険料年額 36,600円 → 32,900円 (2) 指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準の緩和 ・複合型サービスのうち、介護小規模多機能型居宅介護に限り、法人以外に 病床を有する診療所を開設している者も申請者に追加 (公布の日から施行) 16 議案第80号 福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例等の一部を改正する条例制定の件 介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例ほか3条例 ①共生型訪問介護の新設により訪問介護員の従事要件資格に関する規定追加 ②主任介護支援専門員の更新研修に係る経過措置を規定 (公布の日から施行) 議案第81号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を 17 改正する条例制定の件 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免期間を延長するため、 所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)対象期間の延長 平成22年度から平成29年度まで → 平成30年度まで (2)減免対象及び内容 ・帰還困難区域等、上位所得層を除く旧避難指示区域等からの避難者 平成30年4月分~平成31年3月分までの1年分減免 (公布の日から施行) 議案第82号 福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 18 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度の導入に向け、 所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・指定管理者による管理について条例に規定 (公布の日から施行) 19 議案第83号 福島市国民保護協議会条例の一部を改正する条例制定の件 組織機構の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 ・委員の定数 46人以内 → 50人以内 (平成30年7月1日から施行) 20 議案第84号 市道路線の認定の件 一般公共の用に供するため8路線を認定する。 (1)路線数 7,897本 $\rightarrow 7,905$ 本 (2) 市道延長 約2, 962. 1km → 約2, 962. 8km

(平成30年6月1日提出)

議案第85号 工事請負契約の件(福島市一般廃棄物新最終処分場建設に係る搬入道路新設工 事(I期工事))

福島市一般廃棄物新最終処分場建設に係る搬入道路新設工事(Ⅰ期工事)に ついて、請負契約を締結する。

- (1)契約金額 260,820,000円
- (2)契約の相手方 富久泉•半澤特定建設工事共同企業体

代表者 富久泉工業株式会社 代表取締役 石河 徳雄

(3)履行期限 平成31年9月30日

22 議案第86号 財産取得の件(高規格救急自動車)

福島南消防署の高規格救急自動車を1台更新する。

- (1)契約金額 29,847,960円
- (2)契約の相手方 福島トヨタ自動車株式会社 福島店 店長 川瀬 哲雄
- (3)納 期 平成30年12月14日

23 議案第87号 財産取得の件(消防団員用活動服)

消防団員用活動服を更新する。

- (1)契約金額 37, 148, 284円
- (2)契約の相手方 福島消防資材株式会社 代表取締役 阿部 幸七
- (3)納 期 平成30年11月30日

議案第88号 24 専決処分承認の件

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をし たものについて、承認を求める。

- (1) 平成29年度福島市一般会計補正予算(専決第7号)
- (2)福島市税条例の一部を改正する条例制定の件(専決第8号)

平成30年6月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(平成30年6月7日提出)

1 議案第89号 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入【固定資産税】
 - ①生産性革命の実現に向けた固定資産(償却資産)に係る課税標準の特例 措置の創設
 - ・課税標準を最初の3年間に限りゼロに軽減
 - ②地方税法の改正に伴い、条例中で引用する条項を改める。

(公布の日から施行。ただし、②については平成31年4月1日から施行)

2 議案第90号

工事請負契約の件(福島大笹生IC周辺地区工業団地(仮称) 造成工事)

福島大笹生IC周辺地区工業団地(仮称) 造成工事について、請負契約を 締結する。

3 議案第 91 号 人権擁護委員候補者推薦の件

平成30年6月市議会定例会議提出議案(議会提出議案)

(平成30年6月18日提出)

議案第92号 福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 1 2 議案第93号

少子化に対する更なる総合的な対策を求める意見書

国においては、早急に次の措置を講じ、対策に取り組むよう強く求める。

- 1 出会いから結婚・出産しやすい環境整備を行うとともに、若者の就労支援の 充実などにより若い世代の経済的な不安を軽減すること
- 2 産科・小児科医の確保に努め医療体制の整備を行うとともに、男性不妊治療を 含む、不妊治療費の無料化を図ること

- 5 -

(平成30年6月18日提出)

3 議案第 94 号

3 早期に待機児童ゼロを実現するとともに、学童の放課後預かりのための国の 助成を拡充すること

リアルタイム線量測定システムを一方的に撤去しないことを求める意見書

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故から七年が経過し、避難指示・避難解除区域市町村以外の線量が低く安定しているという理由から、福島県内に配置されているリアルタイム線量測定システムの八割にあたる約2,400 台を平成32 年度末までに順次撤去する方針を平成30年3月に示した。

しかし東京電力福島第一原子力発電所の廃炉までは 30 年から 40 年かかると言われ、除染で出た除去土壌の仮置き場から中間貯蔵施設への輸送がこれから本格化することから、市民にとって放射線量を自分の目で確認できるリアルタイム線量測定システムはこれからも特別な存在である。

また、健康への影響が心配される放射線に関して、市民が国、東京電力と情報を共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションに引き続き取り組んでいく観点からも、リアルタイム線量測定システムは重要な役割を担っている。

よって、政府においては、リアルタイム線量測定システムの一方的な撤去を行わないよう強く要望する。

4 議案第 95 号

被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める 意見書

平成 23 年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成 27 年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金となり、東日本大震災で被災した子供たちが学校で学ぶために極めて有効な支援事業として機能している。

この交付金事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されており、学校現場からも事業の継続が強く望まれている。

福島県では、平成30年4月時点で約18,000人もの子供たちが福島県内外で避難生活を送っており、宮城県、岩手県でも被災した多くの子供たちの就学支援が行われていることから、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、今後も継続した長期的支援がなくてはならない。

しかし、事業に係る予算措置は単年度ごとのため、今後、本事業が終了もしくは 規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に 格差が生じることが危惧される。

よって、政府においては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、平成 31 年度以降も、被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算を確保するよう強く要望する。

平成30年9月市議会定例会議提出議案(市長提出議案)

(平成30年9月3日提出)

議案第96号 平成30年度福島市一般会計補正予算 1 2 議案第97号 平成30年度福島市下水道事業会計補正予算 3 議案第98号 平成30年度福島市農業集落排水事業会計補正予算 4 議案第99号 平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算 平成30年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算 5 議案第100号 6 議案第101号 平成30年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算 7 議案第102号 平成30年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算 8 議案第103号 平成29年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件

(平成30年9月3日提出)

9 議案第104号

平成29年度福島市水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件

10 議案第105号

平成29年度福島市下水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件

11 |議案第106号 | 平成29年度福島市農業集落排水事業会計決算認定の件

12 議案第107号

福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する 条例制定の件

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)条例の名称等の改正
 - ・名称及び条文中「福島市長」を「福島市議会議員及び福島市長」に改正
- (2) 市議会議員の選挙におけるビラの作成の公費負担について規定
 - ①ビラの頒布枚数 1候補者当たり 2種類まで 4千枚以内
 - ②公費負担対象者 供託物の没収点を超える得票のあった候補者
 - ③公費負担限度額 1候補者当たり 7円51銭以内×4千枚以内=30,040円以内

(平成31年3月1日から施行)

13 議案第108号

福島市頑張るふくしまっ子復興夢応援基金条例制定の件

頑張るふくしまっ子復興夢応援基金を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 東日本大震災からの復興を担い、夢や希望を持って頑張る子どもたちを応援する事業を効果的に推進するため、基金を設置
- (2) 基金を活用する事業・・・ 500万円を原資に創設
 - ・全国規模の大会等で優秀な成績を収めた市内の小・中学校に対し、更なる活動推進に必要な備品を支給することにより活動を支援する事業等

(平成30年10月1日から施行)

14 | 議案第109号

福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)幅員4m以上の農道等に接する敷地の接道義務に対する特例許可に関して、 建築審査会の同意が不要になったことに伴い、当該規定の建築認定申請 手数料を改正
 - ·1件につき 33,000円 → 27,000円
- (2)1年を超えて使用する特別の必要がある国際的規模の競技会等の用に供する 仮設興行場等の仮設建築物に関する許可規定の創設に伴い、仮設建築物 建築許可申請手数料を規定
 - ・1件につき 170,000円

(建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又は この条例の公布の日のいずれか遅い日から施行)

15 議案第110号

サンスカイつちゆ条例を廃止する条例制定の件

サンスカイつちゆの廃止に伴い、条例を廃止する。

【条例の主な内容】

(1) サンスカイつちゆの廃止に伴い、条例を廃止

(平成31年4月1日から施行)

16 | 議案第 111 号

福島市立認定こども園条例制定の件

福島市立の幼保連携型認定こども園を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1)名称、位置及び定員

名 称	位 置	定員
福島市立ふくしま中央認定こども園	春日町 13番 39号及び松波町 3番 46号	195名
福島市立ひらの認定こども園	飯坂町平野字西石堂 43 番地の1	180名
福島市立いいの認定こども園	飯野町字経檀 62 番地の1	90名

		(平成30年9月3日提出)					
		(2)入園資格					
		・子ども・子育て支援法に規定する小学校就学前の子どもであって市長が					
		認めるもの					
		①満3歳以上の小学校就学の始期に達するまでの子ども					
		②満3歳以上及び満3歳未満の小学校就学の始期に達するまでの子どもであっ					
		②個3歳以上及い個3歳未個の小子仪別子の始期に達りるまでの子ともである。 て家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの					
		(3) 開園時間					
		・午前7時から午後7時(4)休園日					
		・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年					
		1月3日まで					
		(5)使用料					
		・特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準					
		により算定した費用の額に相当する額					
17	送安笠 110 日	(平成31年4月1日から施行)					
17	議案第112号	福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 まる名間制度の性					
		する条例制定の件 ***********************************					
		養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を					
		行う。					
		【主な改正内容】					
		(1)サテライト型養護老人ホームを設置することができる本体施設に養護老人					
		ホームを追加					
		(2)サテライト型養護老人ホームにおける職員の配置基準を追加					
4.0	=# c7 65 44 6 C	(平成30年10月1日から施行)					
18	議案第113号	損害賠償の額の決定並びに和解の件					
		福島市森合町地内における給水管漏水事故に係る損害事件について、損害賠償					
4.0		の額を決定し、和解する。					
19	議案第114号	市道路線の認定及び廃止の件					
		一般公共の用に供するため4路線を認定するとともに、認定替により1路線を廃止					
	======================================						
20	議案第115号	工事請負契約の件(福島市一般廃棄物新最終処分場建設工事)					
	=+	福島市一般廃棄物新最終処分場建設工事について、請負契約を締結する。					
21	議案第116号	工事請負契約の一部変更の件(平成29年度 土湯温泉町地区都市再生整備計画					
		事業(仮称)まちおこしセンター整備 建築本体工事)					
		福島市工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)の適用に伴い、					
		契約金額を変更する。					
22	議案第117号	財産取得の件(救助工作車)					
		福島南消防署信夫分署の救助工作車を1台更新する。					
23	議案第118号	財産取得の件((仮称)ふくしま中央認定こども園園舎)					
		(仮称)ふくしま中央認定こども園園舎を取得する。					
24	議案第119号	財産取得の件((仮称)ひらの認定こども園園舎)					
		(仮称)ひらの認定こども園園舎を取得する。					
25	議案第120号	財産取得の件(高機能消防指令システム)					
		高機能消防指令システムを更新する。					
ı	1						

平成30年9月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(平成30年9月11日提出)

議案第121号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

市長の給料を減額するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

平成30年10月1日より3ヵ月の間、市長の給料月額に限り、現行の減額割合に 10%を上乗せし、給料月額の15%を減額する。

(平成30年10月1日から施行)

平成30年9月市議会定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(平成30年9月13日提出)

議案第122号

平成30年度福島市一般会計補正予算

平成30年9月補正予算(追加)説明資料

〇一般会計

(単位 千円、%)

			30 年	度	
	区 分	当 初 予 算	9 月補正		対当初
		現 計 予 算	(復興関連以外)	合 計	対現計
		134, 840, 000			2. 6
	予 算 額	138, 286, 772	2, 431	138, 289, 203	0.0
		55, 728, 748			1.3
財	国県支出金	56, 434, 011	_	56, 434, 011	
, —		6, 557, 000			6. 9
源	地方債	7, 006, 500	_	7, 006, 500	
内		8, 236, 622			1.9
	その他特定	8, 396, 004	_	8, 396, 004	
訳		64, 317, 630			3. 3
	一般財源	66, 450, 257	2, 431	66, 452, 688	0.0

2 議案第123号

訴えの提起の件

市道通行中の転落事故に係る損害賠償請求事件に関し、福島地方裁判所に おける第一審判決結果を不服として、仙台高等裁判所に控訴をするため、訴えを 提起する。

議案第124号 3

教育委員会委員任命の件

4

議案第125号 公平委員会委員選任の件

平成30年9月市議会定例会議提出議案(議会提出議案)

(平成30年9月18日提出)

議案第126号 1

多面的機能支払対策制度の継続と制度の更なる充実強化を求める意見書

国では農業・農村を国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、多面的な 役割を担う地域の大切な資源と捉え、農村の自然や景観などを守る地域共同活動 の促進を図っている。

これまで、平成19年度には、農地・水・環境保全事業を創設し、農村の維持 発展と多様な環境保全のため地域住民団体が一体となり自分たちの地域は 自分たちの力で守ることを主体とした協力体制の整備に取り組み、大きな成果を 挙げてきた。

また、平成26年度からは多面的機能支払対策制度へと移行し、農地維持 支払、資源向上支払(共同事業)、資源向上支払(施設の長寿命化)の3部門に おいて、事業組織体の農地面積に応じて交付金がそれぞれ支払われている。

特に、資源向上支払(施設の長寿命化)部門においては、用排水路等の老朽化 に伴う改修事業が対象となるものであり、農業・農村を守るための貴重な制度として 活用されている。

しかしながら、本制度はもともと当初3年間で打ち切りの制度であったため、平成

平成30年9月市議会定例会議提出議案(議会提出議案)

(平成30年9月18日提出)

31年度以降の制度の継続は不透明な状況となっている。

そのような中、東日本大震災及び原子力災害からの復旧復興の道半ばにある本市においては、制度を必要とする地域や農業者が数多く存在しているのが現状であり、本市農業の活性化や地域コミュニティの活性化の観点からも、引き続き農業・農村の多面的機能が効果的に発揮できるよう、支援の継続が強く望まれている。

2 議案第127号

幼児教育・保育の無償化措置等の円滑な実施に向けて十分な支援策を講じるよう 求める意見書

- 1 これまでの待機児童解消の取り組みに加え無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成・確保及び施設整備費等に対する財政措置など、施行までに充分な支援措置を講ずること
- 2 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理 に必要となるあらゆる財政措置を講ずること
- 3 幼児教育・保育の無償化により、自宅で子育てをしている在宅育児世帯との公 平性について配慮すること

3 議案第128号

地方財政の充実・強化を求める意見書

- 1 社会保障、被災地復興、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策 など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般 財源総額の確保を図ること
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと
- 3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと

また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること

- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること
- 同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定 特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、自治体規模に配慮した段階補 正の強化などの対策を講じると同時に、地方交付税原資の確保については、臨 時財政対策債に過度に依存することのないよう対策を講じること
- 6 自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと

